

いわき市議会危機対策本部に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における危機又は危機事象（以下「危機等」という。）に対処するための本市議会の体制を整備し、もって本市の危機管理の推進を図ることを目的として、いわき市議会危機対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 議長は、次のいずれかに該当するときは、本部を設置することができる。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市内に大津波警報が発表されたとき。
- (3) 原子力施設において市内に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生したとき。
- (4) 豪雨、暴風、大規模な火事等により市内に甚大な被害が発生したとき。
- (5) ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃等により市内に被害が発生したとき。
- (6) 市内に新型インフルエンザ等の感染症がまん延したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるとき。

2 議長は、本部を設置したときは、直ちに議員及び市長に通知する。

3 議長に事故があるときは、副議長、議会運営委員会委員長、政策総務常任委員会委員長、市民生活常任委員会委員長、教育福祉常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長の順に、その職務を代理する。

(本部の所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 執行機関から危機等に関する情報の提供を受け、本部員（次条第1項に規定する本部員をいう。以下この条において同じ。）に情報提供を行うこと。
- (2) 本部員から危機等に関する情報を収集し、執行機関に情報提供を行うこと。
- (3) 災害地、避難所等の調査を行うこと。

(4) 危機管理の推進について検討し、国、県等又は執行機関に対し要望等を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、本部長（次条第2項に規定する本部長をいう。）が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第4条 本部は、全議員をもって構成し、全議員が本部員となる。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 議長又は副議長に事故があるときは、第2条第3項に規定する者がその順位に従いその職務を代理する。

5 本部役員は、会派（交渉団体（所属議員3人以上の会派をいう。）に限る。）の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐し、本部の事務に従事する。

（本部会）

第5条 本部に本部会を置く。

2 本部会は、本部の事務について重要な事項を協議し、決定する。

ただし、本部長は、緊急を要すると認めるときは、役員会に重要な事項を協議させ、決定させることができる。

3 本部会は、本部員で構成する。

4 本部会は、本部長が招集し、これを主宰する。

（役員会）

第6条 本部に役員会を置く。

2 役員会は、本部の事務について必要な事項を協議し、決定する。

3 役員会は、本部長、副本部長及び本部役員で構成する。

4 役員会は、本部長が招集し、これを主宰する。

（本部役員外議員）

第7条 2人以下の議員をもって構成された会派の長は、所属する議員（1人に限る。）を役員会に出席させることができる。

(本部の解散)

第8条 本部長は、次のいずれかに該当するときは、本部会に諮り、本部を解散することができる。

- (1) 危機等がおおむね終了したと認められるとき。
- (2) 常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

2 議長は、本部を解散したときは、直ちに議員及び市長に通知する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年10月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年9月11日から実施する。